

告 示 第 9 1 7 号

令和 8 年 7 月 1 7 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市市民税・県民税当初課税事務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市市民税・県民税当初課税事務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により鹿児島市市民税・県民税当初課税事務委託契約に係る企画提案競技参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

## 記

### 1 業務の概要

本市における市民税・県民税の賦課業務に必要な課税資料を効率的かつ正確に処理するため、当初課税事務の一部を民間に委託し、民間事業者が有するスキルやノウハウを最大限に活用することにより、適正な課税業務を行い、公平・公正な市民サービスを提供することを目的とする。

### 2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 書類提出の日において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) この告示の日（以下「告示日」という。）において、納期の到来している鹿児島市税を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で鹿児島市税の納税義務がない場合は、本社所在地において市区町村税を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立

てがなされている者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 告示日以降において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がない者であること。
- (7) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度の認証又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定するI SMS適合性評価制度（ISO27001）の認証を取得している者であること。
- (9) 令和5年4月1日以降に、中核市又は人口20万人以上の自治体から当該業務と類似する業務を受託し、履行した実績があること。

### 3 申込要領

#### (1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。ただし、告示日現在において鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、提出書類中ウ及びエの書類の提出を省略することができる。

ア 企画提案競技参加申込書（様式1）

イ 会社概要（様式2）及び添付書類

ウ 商業登記簿謄本（写しでも可）

エ 印鑑証明書（原本）

オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（告示日以降に発行されたもの。写しでも可）

ただし、鹿児島市に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする。

カ プライバシーマーク制度又はI SMS適合性評価制度（ISO27001）の認証取得を証明する書類（写しでも可）

キ 業務実績表（様式3）

ク 財務諸表等（直前1期分の財務諸表（貸借対照表・損益計算書））の写し

#### (2) 受付期間

告示日から令和8年7月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

#### (3) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

#### (4) 提出場所及び問合せ先

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市総務局税務部市民税課（別館 2 階）

電話 0 9 9 - 2 1 6 - 1 1 7 5

電子メール shimzei-fu2@city.kagoshima.lg.jp

(5) 注意事項

本企画提案競技の参加に際しては、別に定める鹿児島市市民税・県民税当初課税事務委託契約に係る企画提案競技実施要領を確認すること。

4 その他

鹿児島市市民税・県民税当初課税事務委託契約に係る企画提案競技実施要領等については、鹿児島市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。